



草危発第1969号
令和4年6月20日

草津市情報公開・個人情報保護審議会
会長 中谷 実 様

草津市長 橋 川 渉
(危機管理課)



個人情報の取扱いに関する意見について (諮問)

草津市個人情報保護条例に基づき審議会の意見を聴くことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 目的外利用および外部提供について (条例第10条第1項第3号)

事務の内容	目的外利用・外部提供の目的	目的外利用・外部提供する個人情報の内容	目的外利用・外部提供先	主管課等	提供先に対する措置
災害時の安否情報の提供	災害時における安否不明者ならびに死者および行方不明者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりうることから、災害時の円滑な運用を行うため。	氏名 住所 (町・大字まで) 年齢 性別 被災の状況	滋賀県 報道機関等	危機管理課	なし

条例第10条第1項第3号は、「(3) 人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。」であり、条例第10条第2項の審議会の意見を聴くべき規定には該当しませんが、上記事務における個人情報の外部提供にあつては、滋賀県を通じて報道機関に提供を予定していることや市ホームページでの公開を予定していることから、事前に草津市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものです。